

第16回小樽市自治基本条例策定委員会

- ・日 時 平成23年8月25日（木）15：00～17：30
- ・場 所 小樽市役所 本庁別館 3F 第1委員会室
- ・出席者 横山会長、石黒副会長、荒田委員、佐藤委員、
神野委員、田口委員、中委員、（小笠原、栗田、山埜委員欠席）
（事務局）総務課石澤係長、企画政策室布主査

（事務局 布主査）

皆さん、お忙しいところ大変ありがとうございます。只今から第16回小樽市自治基本条例策定委員会を開催したいと思います。それでは議事進行を横山会長よろしくお願いいたします。

（横山会長）

今回の議題につきましては、参加・協働・コミュニティについて、それからフォーラムの開催についての2点です。参加・協働・コミュニティについては8月16日に第2回目の検討部会Aを開催しておりますので、検討部会からの御報告を頂いて、それを踏まえて委員会で議論したいと思います。そちらの議題はかなり時間がかかるとお思いますので、先にフォーラムの開催について議論したいと思います。資料の2になりますので、事務局で説明をお願いします。

<事務局説明>

・今年の2月、3月に自治基本条例の策定のため、ワークショップを行った。ワークショップでは参加人数に限りがあるので、今回は更に多くの人達から意見を頂きたく、自治基本条例の核となるであろう「参加・協働」ということをテーマにフォーラム形式で開催いたしたい。

・開催日時については、ワークショップは平日のみの開催であったため、今回は日曜日開催も視野に入れて、ご検討いただきたい。

・開催場所については、小樽経済センターの100名程度の収容人数の会場を想定している。

・開催内容としては、基調講演、パネルディスカッション、会場との意見交換などを予定している。

・広報については、「広報おたる」への掲載、ホームページへの掲載、新聞への掲載依頼、チラシの配布等を考えている。

<策定委員会での議論の結果>

・開催日については10月26日（水）、開催時間については、就労者等を考慮し18：30より2時間程度となった。

・開催内容については、基調講演を横山会長にお願いし、30分前後で行い、パネルディスカッションを石黒副会長をコーディネーターを務めて頂き、会場からの質疑応答も含めて1時間30分前後で行うこととした。

・パネルディスカッションのパネラーについては、4名を予定し、策定委員の中から、小樽J C荒田委員、小樽商大 神野委員の2名が参加することとなった。

・他2名のパネラーについては

①小樽青年会議所からはもう選出しないが、NPOなどで活動してきた人や経済界、社会教育に熱心に取り組んでこられた方など、市民参加に取り組んできた方。

②小樽在住者に拘らず、外から小樽を見ることの出来る人がいいのではないか。あまりにも、今までの小樽の会議にありがちな、型にはまった人たちばかりだと、他の会議などとほとんど同じなので、そういう枠にはと

らわれないで、色々な立場で発言できるような人を考えたい。

③自治基本条例を策定した自治体の市民や、見直し作業を行っている自治体職員などに来てもらうのも1つの手とも思う。

などといった意見が出た。意見を事務局へ出してもらい調整することとした。

それでは続きまして「市民参加・協働・コミュニティ」について、8月16日に検討委員会で議論して頂きましたので、どのような議論がなされたかご説明を頂きたいと思います。

※検討委員会での議論について事務局より報告

①参画がよいのか参加がよいのか

・まちづくりにおいては、一定の企画されたものに漠然と加わるのではなくて、企画、立案の段階から参画することが大事という意見と、参画という言葉の馴染みのなさを指摘する意見両方が出たが、規定内容がはっきりしない中で判断はつけられないということになった。また、自治体の中で「参画」と「参加」を使い分けている自治体もあるので、検討の余地があるのではないかという意見も出た。

②市民参加についての権利のみの規定にするか、責務まで規定するのがよいのか

・市民のまちづくりへの参加については義務的であるべきとの意見がでる一方、地域により年齢構成も違うので市民参加のあり方や、市の施策のあり方についても地域の実情やニーズという多様性を盛り込むことが必要であると思う旨の意見が出た。方向性としては参加の権利よりも、むしろ義務的な強い表現が必要ではないだろうかということになった

③未成年者について

・未成年については、市民の定義の中で整理がつけば十分であるように思えるが、将来のまちづくりの担い手を育成するという観点では規定してもいいと思う。

④市民が参画（参加）しないことによる不利益について

・もともと利益を求めての参加ではないと思うので、不利益という言葉がイメージしづらい。結果としては、強く規定するべきという意見はなかった。

⑤参画（参加）する仕組みの充実整備を規定することが必要か

・現実問題として、現在の市の市民参加のあり方が形骸化しており、市民の意欲は乏しくなっている。なぜ現状そうなってしまったかについて、突き詰めていけば行政、市民などの責務、権利などのキーワードが導き出せるのではないかという意見が出た。結論としては、具体的な制度の仕組みや規定について、どこに規定するかは別として、そうした規定は必要であるし、問題ないと思うが、形式的でなく、実効性が高まるような規定にする必要があると思う。

⑥協働についての基本原則や定義について

・委員長メモにある「市民と市が相互理解のもとで、それぞれの役割分担を担いながら、協働したまちづくりを進めなければならない」というのは基本原則的な内容であり規定すべきと思う。

⑦協働の具体性について

・参加と協働の規定については、参加によって協働が成り立つという一連の流れなので、セットで規定することでよいと思う。具体性については、まちづくりへの興味がある人も、ない人にも当てはまるように、抽象的な規定で良いのではないか、ただ、行政主導ということではない規定にするべきという意見が出た。

⑧コミュニティについて

・コミュニティの定義については、人と人の繋がりを大切にするような人の集まりで、まちづくりの担い手であるということが大切で、定義もした方がいいという意見が出た。規定のしかたとしては、地域としての事情や特色などを考慮し、自分がどういった枠組みで入り込んでいるかがわかるような規定であれば身近に感じられるのではないだろうかという意見も出た。また、具体的な取組として、まちづくり団体としての届出制度を作ってはどうか、日頃からのコミュニティ団体単位での議論をもっと活発化させるべきという案も出された。方向性としては、定義づけを行い、一定の団体として町内会や様々な団体をまちづくり団体として位置付けていく。コミュニティの活性化についても盛り込めるものがあれば盛り込んでいく。

(横山会長)

石黒先生、事務局説明について補足はありますか。

(石黒副会長)

特にありません。検討部会のメンバーの方はいかがでしょうか。不足等ございませんか。私としてはこのような内容だったと思います。

(横山会長)

ありがとうございます。今日は、検討部会からの報告を基に、部会以外の委員の方より意見を頂きたいということと、部会のメンバーの方も、更に意見を述べていただいて、出た意見を事務局で整理して頂いて、部会をもう一回開いていただいて、条文案を検討して頂きたいと思います。大まかな条文で構わないのですが、どうしても条文案がないと、なかなかイメージも湧かないと思います。

それでは最初に、資料にあります参加が良いのか参画が良いのか、市民の権利のほかに責務について規定するのか、不利益条項について、この3点について議論したいと思います。

参画か参加ということについては、全体的な内容が見えてきたときに決めるということでもいいかなと思います。ですので、まず市民が参加する権利、責務と不利益条項について、ご意見を頂きたいと思います。

参加する権利のみを規定したり、一緒に責務も規定したり色々だと思います。或いは未成年者への規定についてどうするか。それと、参加の責務を入れた場合、不利益条項を入れたほうがいいのかどうか。この点についてもご意見を頂きたいと思います。

(石黒副会長)

部会の議論の際には、責務というより義務というところまで踏み込んだ強い表現をという意見がありまして、部会の中での議論では、責務規定は入れなければいけないだろうということに落ち着きました。市民の権利とはいっても個人の利益を守ることではないということを手早く伝えられるように、と受け止めました。

(横山会長)

多くの自治体で、市民の責務まで規定しています。ですので、他の自治体で規定されてる責務というレベルなのか、又は、もっと強い規定にするのか。その点についていかがでしょうか。

(石黒副会長)

そこまでは突き詰めて議論はしていませんでしたが、ただ、これも全体的な話になると思いますが、市民には義務と規定して、議員には責務と規定するとしたら、バランス的におかしいという話になるので、義務くらい強い規定と仰っておられる委員は、市長にしても、議会の議員にしても、全部義務と考えているとすると、すべて均衡をとって義務とするならいいと思いますが、市民だけ義務というのは変だろうという意見かもしれません。この市民の部分だけの意見として私は認識しました。ですので、市長や議員も義務があるかということころまでは議論していませんでした。

(横山会長)

一般的には責務という規定がほとんどで、義務という規定は見当たらないのが現状です。

(中委員)

前回の検討部会が人数が少ない分、自由に発言したのですが、まず、義務と権利というと、どちらもあるのでしょうか、いい言葉があれば、もう少し柔らかい表現になればいいなと思いますが、権利とか、義務という言葉を使わなければならないとすると、どちらかといえば、前向きに生活する方がいいというように捉えて、まちづくりにどんどん参加しようという流れで、義務的な意味もあるという議論あったように思います。ですので押し付け的に義務というような考えでもなかったような気がします。

(横山会長)

それと不利益条項の関係があると思います。責務というのを規定したときに、一方で不利益条項が必要になるのかどうか。ここはどうでしょう、関連して議論されたのでしょうか。

(石黒副会長)

資料にもありますように、検討部会では、義務的な意味合いが強い場合、参加できなかったという場合もあるので、規定した方がいいという意見もありました。ただ全体としては、不利益を受けることについて、イメージできないとか、必要性をあまり感じないというような意見でした。ただ、義務の部分強く表現すると、入れる必要はあるかも知れません。

(横山会長)

これについては、私の関わった帯広市と稚内市では、帯広の場合は権利と責務を両方規定していて、責務の部分については「～しなければならない」という強い意味合いで責務を表現しているので、議論されたのが、高齢者であるとか障がいをもっている方とか、実際になかなか協働のまちづくりということに参加できない方について、参加しなければならないといっても参加が難しい人も出てくるのではないだろうか、そういう人をどのように考えていったらよいのかということで、「参加又は不参加を理由に不利益を受けない」ということを規定しました。稚内市の場合は、策定の議論の中で、不利益条項というのは、まちづくりのための条例では馴染まないのではないかと、ですから、参加について強い責務的な表現ではなくて、「できる範囲でまちづくりに参画するよう努めます。」という柔らかい表現にしましたので不利益条項を入れなかったのです。

もちろん、強い責務を規定して、不利益条項を入れないということも可能ですし、稚内市のように柔らかい責務を定めておいて、不利益条項を入れるということも可能ですし、どのあたりにポイントを置くかということを決めて生きたいと思います。

(田口委員)

よろしいでしょうか。協働の部分のご意見で、条例のイメージとして、いかに市民が自由に参加して可能性が開かれるというイメージが必要であるというご意見がありましたが、私もこの意見に同感なので、そういうイメージですと不利益条項はあまり必要を感じません。となると、市民参加について義務というのはきつすぎるので、責務でも「～しなければならない」的に規定すると厳しく思えるので、「～に努めましょう」とか、稚内市ほど柔らかくなくてもいいような気がします。市民の皆さんに積極的にまちづくりに参加して欲しいということが伝わりつつ、義務ではないようなことをニュアンスで伝えられる条例であれば、自由に参加すれば街も活性化していくようなイメージをもってもらえると思うので、あえて不利益条項は必要ないように思います。

(横山会長)

稚内市のように「一人一人の実情に合わせて」というような表現はいい、「できるだけ参加する」といった表現でしょうか。

(田口委員)

「できる範囲で」などあってもいいような気はしますが、せつかく、まちづくりをこれから行おうという意味での参加であるので、積極的に皆さん参加する権利がありますということが分かれば、そこまで弱い表現でなくてもいいと思います。

(横山会長)

ありがとうございます。他の委員の方、ご意見はいかがでしょうか。

(荒田委員)

よろしいでしょうか。資料の石黒先生のコメントの中に「主体性をもった市民の参加をもって進めていく」とありまして、自分の街のことを考えて参加することを促すということで考えると、参加する権利があるということを意識している人がどれだけいるのかという気はします。それで、参加する権利はありますということの規定する。そして、参加することによって街を活性化していきましょう、というような表現でいいような気がします。責務の表現については、「～しなければならない」と規定すると、表現が強すぎると感じるので、個人的には、参加する必要があるというような表現で責務を規定して、その後に、不利益条項のような規定があっても、個人的には違和感はありませんが、帯広市の場合は、責務も、不利益条項も、度合いがきついなという気がしました。逆に稚内市のようなところまで丁寧に規定する必要もないかなと思います。

まずは、参加する権利があるということを多くの市民の方々が認識して、積極的にまちづくりに参加していくというところがニュアンスとして伝わればいいのかと思います。

(横山会長)

ありがとうございます。各自治体の自治基本条例を見ますと、稚内市が特別なのです。表現も柔らかいですし。他の自治体は表現的にも「である。」調なので、他の条例と一緒にするのは、ですのでも規定の仕方まで硬くなってしまう。そういうこともあって不利益条項を入れるという話もでてくるのだと思います。

そのあたりも、小樽市の自治基本条例を作る場合に、「である」調にするのか、「です。ます。」調にするのかによっても違ってくると思います。ただ、自治基本条例を制定している自治体の中で「です。ます。」調にしている自治体はほとんどないです。市役所の法政担当としては難しいでしょうか。

(総務課 石澤係長)

難しいですね。手続き的には可能ですが、訓令の改正が必要になります。

(石黒副会長)

「です。ます。」調に出来るかどうかとは別に「～に努めなければならない」とか「～に努めるものとする」この二つの表現だとだんだん弱くなっていると思いますが、「参加しなければならない」とか「参加するものとする」とか、そういう間でも強弱はあると思います。「努めるものとする」というのは、「です。ます。」調に変えない場合の一番弱い表現ではないかなと思います。

(横山会長)

「努める」もそれほど強くはないです。「努めます」とかも弱いですね。「～しなければならない」となると非常に強い表現です。どの程度がいいでしょうか。「である」調のままでもどの程度の表現の強さにするかこの委員会としての意見を出したいと思います。

責務は規定するという事で一致しているようですので、そのときの規定の度合いです。どのくらいがいいでしょうか。

(田口委員)

「努めなければならない」まで規定してしまうと、不利益を受けないということも規定した方がいいような気がします。「努めるものとする」とか「努める」くらいの方が私にはいいと思います。また「です。ます。」調の方がいいとも思います。

(横山会長)

「努める」よりも「努めるものとする」のほうが弱いでしょうか。

(総務課 石澤係長)

「～するものとする」とすると、創設的な意味合いがあると言われ、取扱いの原則や方針を宣言するといったニュアンスをこめられている場合もあります。意味合いとしては、背景的な意味合いが変わってくるというのがあります。

また、「～しなければならない」に対して、「～するものとする」には、若干の裁量の余地があるとされています。

(荒田委員)

「参加するように努めるものとする」ということと「～しなければならない」と不利益条項のセットということであれば、「努めるものとする」単体の方がいいと思います。どこまで創設的な意味合いが市民の方に伝わるか微妙ですが、背景的にそういう意味合いもあるのであれば、なおいいと思います。

(横山会長)

「です。ます。」調は別として、「～するものとする」という表現にしておけば、田口委員、不利益条項はいいということでもよろしいでしょうか。

(田口委員)

と思います。

(横山会長)

不利益条項について、荒田委員はいかがでしょう。

(荒田委員)

「～しなければならない」という表現にセットということであれば、「～するものとする」で止めておいたほうがいいと思います。

(横山会長)

その場合、稚内市のように「一人一人の実情に応じて」だとか「出来る範囲で」というような表現を入れるほうがいいのか、そういう表現は入れないほうがいいのか。それとも単純に「～するものとする」とするのがいいのか。

(荒田委員)

柔らかい表現というか、もともと、不利益条項にそれほど違和感はないので、責務規定があるなら、責務を果たさないことによる不利益はないという規定。あと帯広市の不利益条項の規定の仕方として、参加、不参加を理由に不利益を受けないという規定もあってもいいとは思いますが。

(横山会長)

そこは、まちづくりについての参加、不参加ということで今までの議論と一緒にですね。帯広市は参加しなければいけないといった表現を使っていますので不利益条項を入れました。そのことについてどうしましょう。不利益条項を入れたほうがいいのか、入れないほうがいいのか。検討部会の方々はいかがでしょうか。部会の皆さんは不利益条項は入れないというご意見でしょうか。

(石黒副会長)

どちらかという、入れる必要性があまり分からないという意見が大半だったと思います。

(佐藤委員)

よろしいでしょうか。結局、市政の企画に参画していくときに、個人の利益ということする、という考え方もあるかもしれませんが、そういうものを目指しているわけではないので、不利益条項は入らないという発想です。

(横山会長)

帯広市などの例ですと、参加をしなくても自分に不利はかかってきませんよということなのです。利益が繰るかどうかは別の話です。不利になるか、ならないかということです。

(佐藤委員)

そのまちづくりへの参加することによる不利というのが、理解できないです。

(横山会長)

例えば、高齢の方が、町内会活動などを通じて色々な行政との協働としての活動をやっている。体調や色々な理由で参加できないという人がいると、条例では参加するように規定されているのに、なぜあの人は参加しないのかということになったときに、それは参加しないからといって不利益を受けない。条例に1項目規定しておかないと、人によっては、なぜ出てこないのかという話がないとも限らない。そういう心配もあって不利益条項を入れたということです。ですので、参加することによる利益、その反対、という発想ではないです。

(佐藤委員)

参加しないことによって、利益があるかは分からないにしても、不利益はないと思っていました。

(横山会長)

不利益がある可能性はあるわけです。

(佐藤委員)

可能性の部分までは、まちづくりについては規定する必要はないような気がします。

(横山会長)

であれば、不利益条項を入れないとしたときに、表現についてはいかがでしょうか。「協働のまちづくりに参加しなければならない」という表現がいいのか、そうではないのか。それとも、もう少し「～のものとする」と柔らかくするのがいいのか。

(佐藤委員)

私は、柔らかくとどめておくという意見です。絶対に参加するという状況はあり得ないこととしますので、柔らかい表現にしておいたほうがいいと思います。

(荒田委員)

責務という項目があるのであれば、不利益条項はあったほうがいいような気がします。表現を「～するものとする」ととどめておいた場合でも、参加しないことによってマイナスにはならないという規定はあったほうがいいかなと思います。帯広市の場合、参加、不参加、両方規定しているので、ここまで規定していればいいのかという気がします。

(横山会長)

他の委員の方はいかがでしょうか。不利益条項を入れたほうがいいケースと、入れないほうがいいケースと両方あると思います。神野委員はいかがでしょう。

(神野委員)

難しいですね。法律では不利益条項など良く出てきます。学校の授業などでよく目にするので、理解もしや

すいですが、一般の市民の方から一見すると、すごく違和感のあるもののような気がします。そこまで規定するのだろうかという雰囲気は前回の検討部会でありました。そしてそれとは別に、わたしも「です。ます。」調になるとこの委員会で言いたいことを一番伝えやすいような気がします。

(横山会長)

いずれにしても条文を作ってもらうときに、住民投票もそうですが、二つの考え方があって、どちらかはまだ決まっていない。今回もおそらく不利益条項については、意見は分かれていますので、条文としては二つ作っておく、最後の段階で総括的に条文を再検討しますので、そのときに決めていくという形にしたいと思います。今の議論ですと大体、意見は二つあるように思われます。ではこの議論はそのくらいで部会でまとめてもらうということにします。次は「参加の仕組みの整備・充実」、「協働をどのように盛り込むか（基本原則・定義）」と「協働をどこまで具体的に書くのがよいのか」ということについて議論したいと思います。

いかがでしょうか。「参加の仕組みの整備充実」ということに関してですと、部会の結論としては、規定する場所は別としても、仕組み、整備の充実を規定することは必要であると思うが、形式的ではなく、実効性がある高めていくようにするとといったことを規定する必要があると思うという結論が出ています。協働については、石黒先生のアドバイスとして、今後委員会の議論が進む中で、市長、議会の責務が出てくると思いますが、そうした話の中で、自治基本条例の基本中の基本が協働によるまちづくりだということであって、それは対等平等な立場で、主体性をもった市民の参加をもって進めていく、そうした中で、市はどのようなことをやらなければいけないのかといえば、そういった参加、協働を支える努力や活性化されるための努力というのをやる。そのときに市が主導的な立ち位置では駄目ですが、一定の責任もある、そういうところに気をつけながら規定する。協働のところで規定しないで、行政運営などで規定するかも知れませんが、そういうことも加味してということというまとめになっております。

それで、参画する仕組みの整備充実をうたうことが必要かということについては、具体的に審議会、ワークショップ、パブリックコメントなど具体的に規定したほうがいいのか、条例全体の抽象性とのバランスもありますので、仕組みの整備、充実に努めなくてはいけなとか実効性を高めていくのとか、そういう表現にしておくのがいいのか、この部分についてどうでしょうか。

(石黒副会長)

部会では、仕組みの整備を進めるということは入れたほうがいいのかというところは確認しましたが、それを規定するときに、こういう具体的なものを入れたほうがいいのかどうかまでは議論できませんでした。

(横山会長)

ではその点も議論したほうがいいですね。どうでしょうか。小樽市はパブリックコメント制度はパソコン上だけでやっているのでしょうか。

(事務局 布主査)

いえ、各サービスセンターにも配置し、窓口対応しています。

(横山会長)

制度としての重さはどうでしょうか。

(事務局 布主査)

各部とも常に意識して実施しています。ただ、検討部会でも制度の実質的な中身としてどうなのかという議論はありました。

(横山会長)

なるほど、いかがでしょうか。この部分を具体的に規定している自治体は多くはありませんが、帯広市はパブリックコメント制度だけは第10条に入れました。ですので、他の公聴制度に比べて重みがあったのです。

今回、帯広市で条例の見直し作業をしています。パブリックコメントだけをこのように規定するのはどうかという議論はありました。ただ、ワークショップなどは馴染まない事業もありますが、パブリックコメントについてはどの事業にも馴染むので必ず実施するという考え方でした。どうでしょうか。具体的な制度まで盛り込みますか。それとも部会で議論されていたように「実効性を高めていく」「整備充実に努める」というような表現にするか。その後の協働についても、どこまで具体性を持たせるかということは同じです。どこまで具体的に規定するかということです。ですから協働の部分ですと、委員長メモの最後の例示ですと非常に具体的になっています。最初の例示ですとそれほど具体的ではなくむしろ抽象的です、段々具体的になってきています。部会での協働についての具体性についてはいかがでしたか。

(石黒副会長)

市長などの責務を議論しなければ分からないような議論だったと思います。ただ、協働の一般論の中に具体的なことを規定するのはどうかという意見が全体委員会で多かったように思えたので、問題は協働以外の大きい項目で、具体的なことを更に入れる必要があるかは、行政運営の議論などになるのではないかと考えてしました。

(横山会長)

なるほど。すると、「市民と市が相互理解のもとで、それぞれの役割分担を担いながら、協働したまちづくりをすすめるべきではない」という委員長メモの例示は入れる。

(石黒副会長)

そうですね、協働の基本原則的なところに、その部分は入れるということは一致した意見でした。そして細かいところまで規定するかどうかは、行政運営などで議論することになるのかなというまとめでした。

(横山会長)

わりと抽象的に規定するというのでいいのでしょうか。どうなのでしょう。ただ、バランスがあるので、参加が具体的に規定するならば、協働もある程度具体的に規定する必要があると思います。どちらも抽象的に規定するならば、行政運営で具体的にフォローしていくことになります。どうでしょうか。これも部会で条文を作ってもらうことになるので、部会に入っていない、田口委員や荒田委員にご意見をお願いしたいところです。

(荒田委員)

具体性については、この条例に基づいて今後どういった条例が出来てくるのかはわからない部分がありますが、抽象性の部分というか、大枠を決めるというスタンスでいいような気がします。もし具体的なことを規定するならば行政運営で規定するのがよいと思います。

(横山会長)

ありがとうございます。田口委員いかがでしょうか。

(田口委員)

あまり細かい規定を並べると、文章が複雑になるというか長くなるという部分や、ワークショップと書かれても分からない人もいると思うので、それであれば、参加する仕組みを充実させるというのは、例示しなくても十分意味は通ると思うので具体的なものは規定しなくてもいいと思います。

(横山会長)

ありがとうございます。では参加について抽象的に規定して、「整備の充実」「仕組みの充実によって実効性を高める」とか、そういった表現にということですか。協働についてはどうでしょうか。委員長メモの「市民と市が相互理解のもとで、それぞれの役割分担を担いながら、協働したまちづくりをすすめるべきではない」

(以下①とする)のような文章は規定するということでしたが、もう少し踏み込んで具体的に規定するかどうかについてはどうでしょうか。今の参加の部分であまり踏み込まないということでしたので、例示分の最後の

方はバランス上入れないほうが良いということがあります、いかがでしょうか。例示分の中間部分くらいは入れたほうがいいでしょうか。「市は協働を推進するための施策を整備するとともに協働が実のあるものになるように努めなければならない」（以下②とする）や「市は協働の取り組みを進めるにあたっては市民の主体性・自主性を尊重しなければならない」（以下③とする）このあたりまでは抽象的ですが、「協働の取り組みへの機会の拡大や参画（参加）・協働のきっかけづくりに市が努力する」（以下④とする）や「協働の担い手に対する人材育成、団体相互の情報交換や活動拠点の確保」（以下⑤とする）などとなると非常に具体的です。どの程度規定したほうがいいでしょうか。田口委員いかがでしょうか。

（田口委員）

個人的な意見としては、先ほどの参加の仕組みの充実と、協働という言葉だけを比べると、協働という言葉は普段使う言葉ではないので、協働といわれても分かりづらく感じる人は沢山いると思うので、具体的に説明してあげたほうが良いような気がします。もちろんバランスということもあると思うので委員長メモの③くらいまでと思います。

（横山会長）

では、大体そのくらいの具体性ということですね。荒田委員いかがでしょうか。

（荒田委員）

確かに、協働というのは聞きなれないといえば、聴きなれない言葉とは思いますが。委員長メモの①は大事な要素を網羅しているように思いますが、抽象的過ぎるというか、もう少し具体性があったほうが良いと思いますが、「市が～」と行政主導の規定よりは、行政がバックアップのような立ち位置にいるのがよいと思います。参加のところかというと、市民の主体的な参加を促していくというようなニュアンスがあればいいと思います。

（横山会長）

「対等な関係」だとか「役割分担を担っていく」とか「相互理解のもとに」などを規定に盛り込んでおけば仮に、④や⑤などの規定となっても、市の主導ではなくて、あくまで、対等な関係の中での役割分担としての努力と捉えることが出来ると思います。実際問題やるとなったら、市の役割になると思います。それは市主導とも違います。ですので、規定の初めに、「対等な関係」とか「役割分担を担っていく」などといった規定が入ると、市主導というニュアンスにはならないと思います。

先ほどの田口委員のご意見くらいの具体的な規定を入れますか。或いはもう少し具体的にしますか。

（田口委員）

私の読み取り方かもしれませんが、②、③、④は文章として「市は～」と始まっています。①は「市民と市は相互理解のもとで」と始まっています。この始まりだけ見ても、②と③は市が主体でというイメージもありません。検討部会で出た、参加と協働はセットで規定してあれば、市民が行政のしたに来ることはないというご意見もありますけれど、そのとおりだと思います。そう考えると①の文章は無難といえると思います。「市は～」という書き初めになるとどうしても市主導というか、確かに市にがんばってもらう部分は絶対にあるのですけれども。

（横山会長）

実際、市が活動拠点を確保する、作っていくとなると、市の役割というのは大きいと思います。団体相互の情報交換についても、なかなか町内会、NPO相互の情報交換となってくると必ずしも上手くいっているわけではない。それはやはり市を仲介して行うのか、サポートセンターのようなものを作ってやるのがいいのかわかりませんが、そういう役割はなかなか行政でないと出来ないという部分がありますので、そこで、委員長メモの①の役割分担のようなニュアンスが入ってくるのです。そういう意味で、市主導ではないのですというよ

うな色を出したいと思ったのですが。

(佐藤委員)

私の中では①だけでいいと思うのは、①は市民と市は相互理解のもとで、ということなので立場は対等ですよ。それと、それぞれの役割分担というのが、②、③、④、⑤で網羅されていると思います。ですので、①～⑤までが同じ重みでの扱いというのが少し引っかかっています。①は重いとして、②から⑤はサブ的な感じの重さということであれば、市の役割の補足説明的な意味合いで見えるのですが、同じ重さというのが引っかかっています。①が一番重くて、それ以外は①よりは補足的に感じます。そうすると、「市は～」という言い回しでも、市の役割分担というように捉えられると思います。ですので、私としては①のなかにすべてが網羅されていると受け取っています。

(中委員)

委員長メモの⑤についてですが、条例に規定するかは別問題として、昨日市長と懇談したときに、活動拠点の問題がかなり出て、市長も前向きに捉えて一緒に研究していきたいということも明言されて、また、町内会の代表者やまちづくり団体の方たちも、町内会は独自に別々に運営しているので、それをトータルに考えて、一方向に向かっていくというのは、もともと別々に運営しているので、全体像として取り仕切っていくことがあって、将来のビジョンを地域ぐるみで見据えていくには、全体を取りまとめていく市の役割というのが、程よく入ってサポートしてもらわないと、なかなか単一の町内会のみで考えて、地域全体を纏め上げていくというのは難しい。そうすると市と町内会、市民団体との役割分担というか、今までやってなかったものですから、そういうのを次の時代に向けてやりたいという話が出ておまして、条例に入れるかどうかは別問題として、⑤あたりを現実問題として踏み出したいという現状はあります。

(横山会長)

条例に載るか載らないかは大きな問題です。条例に載れば色々な点検見直し作業が必要になってきます。条例に載っているのに、活動拠点の確保や団体相互の情報交換はできていませんねという話が出てきます。逆に条例に載っていなければ、そういった点検作業もしないで済むわけです。ですので、これが本当に協働にとって特効薬になるのであれば、かなり具体的な規定ですが、条例に載せればやっていかななくてはならないということになります。

(中委員)

地域ごとの特色など、地域によってまちづくりの進んでいるところと、進んでいないところ多様であるという意見が出ていましたが、地域の特性が、小樽全体で人口13万といっても随分ギャップがあって、地域の良さがそれぞれあって、まとめ方や歴史もそれぞれ違って、それを統一的にやるというものでもなくて、やはり、1万人単位の個別のエリアで考えていかないと、なかなか地域独自の将来やいい形が見えてこない、例えば朝里に限定すると、もう少し全体をまとめて将来を見ていく方向を考えたときに、どこの町内会の誰がリーダーシップをとってくれるのだろうかというのが難しく、そのあたりを上手に小樽市にお願いしながら、市民の側にしても手探り状態なので、もうちょっと行政にも地域の人にも踏み込んでもらってやっていこうという感じです。

(横山会長)

稚内市の第10条第3項で、かなり具体的な規定をしているのですが、「市は、協働によるまちづくりを推進するため、市民同士が互いに協力できる場の提供、機会づくり、情報提供などの必要な支援を行うように努めます。この場合においての市の支援は、市民の自主性を尊重します。」となっております。書き出しが「市が～」となっております。稚内市の策定委員会でも、市の主導ではないかという議論はありました。それで最後に、「この場合において～」という一文を入れた経緯はありました。どうしても、協働とは規定していても

「市が～」となっているのが市主導に感じられるという議論はありました。ただ、現実問題、市がやらなくてはいけない問題が結構あるので、「市が～」と規定する場合、市主導のニュアンスが強くなるとまずいので、市民の自主性を尊重するという一文を入れたのです。

では、この部分は抽象的に①の部分だけのものと、具体的に⑤くらいまで規定するパターンと両方条文で考えていただくということにしたいと思います。

最後にコミュニティの部分ですが、コミュニティを独立して扱うのか、参画協働などの章で扱うのがいいのか、用語の定義は必要かどうか、コミュニティ活動に力点を置いて規定したほうがいいのか、これも結局は具体的にどこまで規定するかということになるのですが、これはいかがでしょうか。

まず、定義は必要でしょうか、それと独立した章で規定したほうがいいのかです。他の自治体のケースでは参画協働の章に入れるケースもありますが、独立させるケースもあります。やはりコミュニティというのが市民参加の重要な位置を占めているのではないかと考えると、定義をして、独立した章で規定するほうがいいのかという気がします。ただ色々なケースがあって、参画協働の中で稚内市は規定している。独立した章を設けているのが、ニセコ町や大和市、岸和田市などです。コミュニティの規定自体がないのが、札幌市、江別市、苫小牧市、函館市です。判断が分かれる点ですが、どうでしょうか。ニセコ町などは第5章で規定しています。岸和田市もコミュニティ活動という章を設けています。大和市も地域コミュニティということで規定をしています。もちろん独立していない形で規定している自治体もあります。

(石黒副会長)

独立させるかどうかは、特に議論しませんでした。コミュニティ全体の議論としては、コミュニティという言葉を使うかどうかは結論が出ませんが、使うなら定義づけをする。町内会やまちづくり団体などをまちづくりの担い手として位置付けていく。そして団体の活性化のようなものも規定できるなら規定するという結論でした。

(横山会長)

コミュニティ自体の規定はしないよりは、したほうが良いような気はします。そうなれば定義づけをする必要があると思います。どうでしょう。章にするしないは別として、コミュニティ自体は参画協働の中で重要な役割を果たすので、コミュニティは入れると、ということは用語の定義も必要だということによろしいでしょうか。(各委員同意)

では次に、コミュニティそのものを規定するのか、コミュニティ活動の規定とするのか、これも自治体によって様々です。コミュニティ活動ということにしていけば、多様なまちづくり団体について具体的に規定できると思います。抽象的に規定するなら、例えば大和市は地域コミュニティとしています。コミュニティ自体を規定しています。ただ、コミュニティだけを規定して条文にすると、中身も抽象的に「コミュニティを守り育てるように努めます」などとなって終わってしまう。活動まで規定するというのであれば、もう少し具体的に規定できるのではないかと思います。

(神野委員)

よろしいでしょうか。部会でも話したのですが、この委員会として、コミュニティに何を求めるのかによって、変わってくると思います。まちづくりの担い手としての役割を求めていくのか、コミュニティをベースに人と人との繋がりを大事にしてください、とするのか。どこまで求めるのかよと思います。

(横山会長)

私の意見としては、参画協働、住民参加、協働、こういったものを担う役割を核になって果たしていくのがコミュニティだと思います。そしてその規定が、コミュニティ活動として具体化すればするほど、参画、協働もますます進んでいくということだと思います。

(神野委員)

市民が協力して1団体に所属するというので、参画することが出来て、協働が進むということでしょうか。

(横山会長)

逆に言うと、先ほどの協働で市の果たす役割がある。そのときにコミュニティ活動に対する支援みたいなものをしていくということになると思います。

(神野委員)

まちづくりについての役割も担ってもらうので、市も支援していくので協働してがんばりましょうということですね。

(横山会長)

ですので、独立した章というよりは、参画、協働の中で規定したほうがいいのかという考えも出来ますね。そうでなければ、ただ守り育てましょうくらいで終わってしまうと思います。せっきく参画協働で、具体的にいい規定を設けることになったとしても、コミュニティだけを独立して、抽象的な規定にしてしまうのは、意図するところが違って来るような気がします。参画、協働の中に入れて、コミュニティ活動として規定したほうがいいのかは私に思うのです。以上の点を踏まえていただいて、部会では、一本の条文に出来ない場合は二つ作るということで、具体的なものと、抽象的なものと、不利益条項を入れる、入れないとか、なかなか一本には絞りづらいので、二つ必要な部分は二つ入れて条文案にさせていただきたいと思います。

※今後については 9月13日(火) 市長、市職員、市民、議員の責務や権利

10月26日(水) 参画(参加)協働の条文案の検討

以上の日程を確認し閉会した

